

FUSION GOL サービス利用規約
(エンドユーザー契約約款)
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりインターネットサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款(第5条で定める料金表を含みます、以下本約款について同じとします。)を契約者の承諾を得ること無く変更をすることがあります。この場合、当社サービスの提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約	当社からインターネットサービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
ダイヤルアップ IP 接続	契約者のコンピュータ端末より、通信機器を介し一般の電気通信回線を介して接続し、データのやりとりができるようにする技術
アクセスポイント	ダイヤルアップ IP 接続するための回線を収容する設備を設置した当社の管理する場所
契約者回線	契約に基づいて、アクセスポイント（アクセスポイントに収容されない場合にあっては、相互接続点）と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して契約者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を契約者の通信の使用に供すること
インターネットサービス	インターネットを使用して行う電気通信サービス
グローバルローミング	海外の滞在先で一番近いグローバルローミング対応のアクセスポイントを利用することにより、国際電話をかけることなく、世界中どこからでもインターネットサービスがご利用いただける

(インターネットサービス区域)

第4条 当社は本約款の規定によるインターネットサービスをグローバルローミング等一部のサービスを除き、日本国内に限り提供します。

- 2 当社は行政区域、その地域の社会的経済的諸条件、インターネットサービスの需要と供給の見込み等を考慮してインターネットサービス区域を設定します。

(インターネットサービスの品目及び料金)

第5条 インターネットサービスの品目及び料金は料金表 (<http://www.gol.com/about/policy/>) に定めます。

第2章 契約**(最低利用期間)**

第6条 インターネットサービスについては、最低利用期間があります。

- 2 各サービスにおける最低利用期間は料金表 (<http://www.gol.com/about/policy/>) に定める通りとします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する使用料（GOLスーパーライトプランを利用のときは、使用料に超過料金を加えた額とします。以下この条において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 契約者は、第2項の最低利用期間に規定するインターネットサービスの品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(契約の単位)

第6条の2 当社は、1の料金プランごとに1のユーザーIDを付与し、1の契約を締結します。

(契約の申込み)

第7条 契約の申込みをするときは、当社所定の方法により、申込みを行うものとします。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って、必要な審査・手続きを経た後に承諾するものとし、当社がこの承諾を行った時点で契約が成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、提供するインターネットサービスの範囲を制限、またはその契約の申込みを承諾または保留する場合があります、申込み

者はこれを了承するものとします。

- (1) 申込み者が日本国外に居住する場合
- (2) 利用申込みにあたり、申告事項に虚偽記載、誤記他、手続き上不備があった場合
- (3) 利用申込みにあたり、申込み者が届け出たクレジットカードが提携先カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
- (4) 申込みの時点で約款違反や料金未納・滞納等により、契約の不承諾を現に受け、または過去に受けた事が判明した場合
- (5) 申込み者の宅内環境等により、インターネットサービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (6) その他、申込み手続きを行うのが困難と判断される場合

(サービス品目の変更)

第9条 契約者は、当社所定の方法により変更請求ができるものとし、かかる変更請求があった場合、当社は契約の承諾の規定に準じて取り扱います。

(再販等の制限)

第10条 契約者は当社が承認した場合を除き、当社のサービスを使用し、有償、無償を問わず再販、サブライセンス等の形態により第三者に利用させないものとします。

(地位の継承)

第11条 契約者において相続または法人の合併により契約者の地位の継承があった場合は、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて届け出ていただくものとします。本項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときもまた同様とします。本項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 個人名義の契約者において、両当事者間の続柄が配偶者又は二親等以内の親族かつ、両当事者間の姓及び住所が同一である場合に限り、地位の継承ができるものとします。

その場合、当社所定の書式にこれを証明する書類を添えて届け出ていただくものとします。

3 当社において合併、または会社分割および事業部の営業譲渡、または資産売却があった場合は、当社は、契約者の同意を得ることなく、本契約の全体を包括的に譲渡することができ、合併または分割、営業譲渡または売却後に相続人が本契約上の地位を継承するものとします。その際、契約者へはEメールおよび当社ホームページにおいて通知します。

(契約者からの通知)

第12条 契約者は、第7条(契約の申込)の内容について変更があったときは、当社所定の方法による届出が必要となります。届出が無いために発生した料金は契約者の負担とします。

2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類の提示を求

めることがあります。

(契約者が行う契約の解除)

第 13 条 契約者は、契約の解除に際しては、当社所定の方法による届出が必要となります。所定の届出が無いために発生した料金は契約者の負担とします。

第2章の2 付加サービス等

(付加サービス等の提供)

第 13 条の 2 当社は、契約者から請求があったときは、付加サービス等を提供します。

- 2 付加サービス等は料金表 (<http://www.gol.com/about/policy/>) または、当社のホームページの記載に定める通りとします。
- 3 当社は、付加サービス等の契約の申込、承諾及び提供条件等について、インターネットサービスの各条項に準拠して取り扱うものとします。ただし、個別のサービス等において、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第3章 提供の停止等

(提供の停止)

第 14 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その事実が解消されるまでの間、事前に通知することなく、その契約者に対するインターネットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について支払期日を経過しても支払わないとき。
- (2) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスにかかる電気通信回線を当社の承諾を得ないで接続したとき。
- (3) 当社に対し、第 27 条 (契約者の義務) に違反した場合、またそれによって第三者から請求、又は訴訟の提起がなされた場合。
- (4) 当社に対し、契約者に関わるクレームや請求等が寄せられ、業務に支障をきたすおそれがあると判断したとき。

(提供の中止)

第 15 条 当社は、次のいずれかに該当するときは、インターネットサービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 第 25 条の規定により、通信利用を中止するとき

(当社が行う契約の解除)

第 16 条 当社は、第 14 条の規定によりインターネットサービスの提供の停止をされた契約者が、

なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第14条第各号規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときには、前項の規定にかかわらず、インターネットサービスの提供の停止を行うことなくその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、契約者に事前に通知することなく契約解除を行えるものとします。

(サービスの変更・廃止)

第17条 当社は、契約者の承認を得ることなくサービスの内容、接続方法、営業時間、サービスラインアップ等を変更することができます。

- 2 当社は、契約者に提供しているサービスを、独自の判断で代替サービスを提供した上で廃止、またはそれらの提供をせず廃止することができます。当社は、前項によるサービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第4章 料金の支払い等

(料金の支払い等)

第18条 契約者は、当社サービスの利用にあたり、当社が第5条（インターネットサービスの品目及び料金）で定める料金を当社が別途定める期日までに支払うものとします。

- 2 契約者は料金の支払いについて以下の方法のいずれかを指定し、契約の申込みを行うものとします。

(1) クレジットカード

(2) 預金口座振替

(3) コンビニエンスストア、郵便局・銀行等金融機関での窓口払い

- 3 契約者は、支払い方法としてクレジットカード利用を指定した場合には、当該クレジットカードの会員規約に従うものとします。

- 4 当社は、当社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、料金および支払方法を変更することができるものとします。また、それらの変更については、当社のホームページ上で告知することにより、会員への通知に代えることができるものとします。

また、契約者は料金等が変更された後に、該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。

(遅延利息)

第19条 契約者は、料金その他の責務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(債権譲渡)

第 20 条 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の認可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。また契約者は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第 21 条 当社は、インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネットサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネットサービスに係る平均利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、第 17 条の規定により提供の停止にある契約者は除きます。平均利用料は以下の通り算出されます。

- (1) 当該インターネットサービスが定額の場合は、料金表に規定する使用料に基づき 1 日当りの利用料金を算出します。
- (2) 当該インターネットサービスが定額でない場合は、インターネットサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当りの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。
- (3) 本項において、日数に対応する利用料金の算定に当たっては、別途定める利用料金の計算方法及び端数処理請求の規定に準じて取り扱います。

2 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取り扱いに関する細目について料金表に別段に定めます。

3 契約者が当社に損害を与えた場合、当社はその損害額を契約者に請求できるものとします。

(免責事項)

第 22 条 当社は、インターネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由または契約者の指示によるものであるときは、一切責任を負いません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については一切負担しません。

3 当社のサービスの提供、サービスが利用できなかった事、遅滞、当社のサービスを通じて登

録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失、その他当社のサービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本約款にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

- 4 当社のサービスは、現時点で契約者に対し提供されているものとし、当社または提携先が提供する情報またはソフトウェアについて、当社のホームページ及び配布する資料・マニュアルに明記する、しないに関わらず、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切責任を負いません。
- 5 当社は、いかなるハードウェアおよびソフトウェアのサポートを拒否する権利があるものとします。また、当社は市場に流通するすべての製品に対して動作保証責任を負わず、契約者が所有または購入するハードウェアおよびソフトウェアについても一切動作保証はいたしません。ハードウェア及びソフトウェアに対するサポート責任はそれらの製品の製造会社及び発売会社にあるものとします。
- 6 当社は、当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、事業上の障害、逸失利益、契約者のデータ等（契約者のデータ及び第三者が蓄積したデータを含みます。）の紛失、および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害その他の損害については、契約者が本約款を遵守したかどうかに関係なく一切責任を負いません。

第6章 契約者情報の取扱い

（契約者情報の取扱い）

第 23 条 当社は契約者情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当社は契約者情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 当社サービスの提供・請求・通知・停止・解除他、当社が定める業務の遂行上必要な範囲内における通知。
- (2) 当社のサービスに関する、お客様への有用な情報の提供、アンケート調査並びに景品等の送付。
- (3) 上記のほか、当社の営業に関する行為。

3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で契約者情報の取扱いを委託先に委託することができるものとします。

4 当社は、契約者情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上、書面上にそれらを明示し、会員が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含む）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で個人情報を開示・提供することがあり、契約者はこれを了承するものとします。

- (1) 刑事訴訟法第 218 条その他、同法の定めに基づく強制的に行なわれた場合。
- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）の第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件を満た

す請求があった場合。

(3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合。

- 5 前項にかかわらず、契約者のインターネットサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。

(通信の秘密)

第 24 条 当社は、電気通信事業法第 4 条にもとづき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、またその他裁判所の命令、もしくは法令にもとづく強制的な処分が行われた場合には、当社は当該処分・命令の定める合法的な範囲において通信の秘密に関する守秘義務を負わないものとします。

- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律にもとづく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該請求の合法的な範囲内で通信の秘密に関する守秘義務を負わないものとします。

- 4 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で通信の秘密に関する守秘義務を負わないものとします。

第 7 章 雑則

(利用の制限)

第 25 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線にかかる通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものである通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じ）、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別途定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者により予め設定された数を超える交換設備を経由することになるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとします。

- 4 当社は、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童ポルノの流通を防止するために作成したアドレスリスト（同団体が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
- 5 前4項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。

（附帯サービス）

- 第 26 条** 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって JPRS、TLD レジストラーまたは APNIC にその契約者回線で使用する IP アドレスの割り当て若しくは返却又はドメイン名の割り当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPRS、該当の TLD レジストラーまたは APNIC に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- 2 前項の場合、契約者は、第 5 条（インターネットサービスの品目及び料金）で定める料金を当社が別途定める期日までに支払うものとします。

（契約者の義務）

- 第 27 条** 契約者は、当社のサービスの利用に際し、本約款および当社または他事業者のアクセプタブル・ユース・ポリシー（以下「AUP」といいます。）を遵守するものとします。当社は、契約者が本約款に違反するか、当社のシステムおよび他の契約者のシステムに損害を与えるか、または AUP に違反した場合、契約者に事前に通知することなく本契約を解除できる権利を持つものとします。当社の AUP は当社のウェブサイト上に掲載の通りとし適宜変更されます。
- 2 契約者は、インターネットサービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
 - 3 契約者は、本約款にて明示的に定める場合を除き、契約者が当社のサービスを通じて発信する情報、および契約者による当社のサービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および当社に何等迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。当社のサービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、第三者または当社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または第三者との間で紛争が生じた場合、かかる契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
 - 4 契約者は、当社から付与されたユーザー ID、IP アドレス、ドメイン名、パスワード等の管理責任を負います。ユーザー ID、IP アドレス、ドメイン名、パスワード等を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 5 契約者により当社のサーバーに保存された、契約者の個人的なデータのバックアップは契約者の責任とします。
 - 6 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
 - 7 契約者は、インターネットサービスから得た情報の利用にあたっては、著作権法に準拠する

ものとしします。

8 契約者は当社のインターネット接続サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知していただきます。

(準拠法)

第 28 条 本約款の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は、日本国法とします。

(管轄裁判所)

第 29 条 本約款およびこれに関連する取引により生ずる権利義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

別記

第 10 条において当社が承認する場合

携帯電話事業者(注)と下表の契約を締結する場合。

携帯電話事業者	契 約
ソフトバンクモバイル株式会社	フェムトセル基地局の設置・利用等に係る契約
備考：料金表のインターネット接続サービスの品目の「イーアクセス」に係るものに適用します。 当社は契約者に対して、携帯電話事業者の契約に係る書類の提示を求めることがあります。	

(注) 携帯電話事業者とは、電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。

附 則

(実施期日)

この約款は、2002 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、2003 年 7 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、2006 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、2009 年 7 月 30 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、2010 年 11 月 1 日から実施します。ただし、第 25 条(利用の制限)第 3 項は、当社が別に定める日からとします。

(実施期日)

この改定規定は、2011 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、2011 年 8 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、2011 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。